

柏ビレジ緑地広報

【I】提案します！(以下は園芸業者のホームページや Wikipedia を参考に書きました)

最近、シンボルツリーが欠落したままのお宅が増えていると思いませんか？緑地委員会の3年前(平成28年)の11～12月の調査によれば、柏ビレジの約1600戸の内、150戸ほどのお宅がシンボルツリーが欠落したままになっています。「柏ビレジ自治会のご案内」や、また6月と11月に発行される「柏ビレジ緑地広報」にも、必ず、シンボルツリーや生垣の植替えに対する補助金制度が掲載されておりますが、にも拘わらずシンボルツリーが減少の一途を辿っているのは何故か？と考えると、やはり高齢化により、落ち葉の清掃や剪定などの作業が困難となりつつある現実があろうかと思います。

そこで提案です。シンボルツリーとして指定されている樹種は、モクレンやハナミズキ等、10種ですが、この内、冬でも葉を落とさない常緑樹のひとつが ソヨゴです。ソヨゴという名前は「風で葉がそよぐ」様子が由来となっており、6月頃、白い小さな花を咲かせ、秋には赤い実をつけますが、漢字で「冬青」と書く通り、葉は冬でも鮮やかな緑です。普通の「一本立ち」と根元から数本の細い幹に分かれる「株立ち」がありますが、株立ちの方が高さを抑えやすく、またそよそよと風が通りぬける時の感じが爽かです。ソヨゴは成長が遅く、半日陰を好み、シンボルツリーにも適していますが、やや難点は雌雄異株です。シンボルツリーの枯れ死や巨大化による植替えの場合、皆様のお住まいのある通り毎に定められた樹種に植替えて頂くのがまず第一ですが、またシンボルツリーにソヨゴを植えているお宅は少数と思われますが、ソヨゴも、一度、検討されてみては如何でしょうか。

【II】緑地協定代表委員会(略称：緑地委員会)の主な事業

緑地委員会は緑地協定に基づき、緑に包まれた住環境の維持保全を主な活動目的としています。

(1) 緑地補助金の交付事業

- ① シンボルツリー(各門扉横)の植替え
 - ・枯死の場合 ----- 2万円を限度として費用の2/3を補助
 - ・巨木化(幹の直径20cm以上)の場合 --- 3万円を限度として費用の2/3を補助
- ② 道路(緑道)に面する生垣の植替え
 - ・費用の1/2を補助。但し、1m当たり1万円かつ総額5万円が限度。

＜ご注意＞

補助金交付には、緑地委員会への事前申請等、手続きが必要です。

植替えには申請書の記入をお願いしておりますので、事前に各支部の緑地委員までご連絡ください。

- ・千円未満は切り捨て
- ・植替え後5年間は補助金の交付対象にはなりません。
- ・補助金交付は申請月の翌月以降、領収書のコピー受領後になります。

最近、シンボルツリーの欠落したお宅が増加しています。ぜひ補助金を活用しましょう。

近年の交付実績：H30年度 5件、H29年度 8件、H28年度 10件、H27年度 10件
(シンボルツリー)

(2) 令和元年度下半期事業計画

- ① フラワーポット(花野井交番横、近隣公園入口丁字路、自治会館横)の秋の草花植替えと通年灌水管理
- ② クリーンデー参加協力 (予定：11月24日(日))

【III】緑地協定再確認のお願い

居住者の入退居や建替え等が増えていますが、緑地協定に基づいた景観を保つためにも、住民の皆様には今一度、「第7条 緑地に関する事項」及び「第10条 所有地等の譲渡」のご確認をお願いします。(→裏面に続く)

(→表面より) 柏市柏ビレジ緑地協定(要約)

1. 道路(緑道を含む)に接する境界は生垣、又は外側にアイビーの植栽を伴った有筋レンガ造りの塀、もしくはその併用。
2. 緑道に接する境界は生垣(生垣をフェンスにすることは認めません)。
3. 植栽する樹木は、各家庭の緑地ばかりでなく、地域の環境保全に役立つことが必要。
4. 近隣の梨園保護のため、ビャクシン類(カイヅカイブキ、タマイブキ、クロイブキ、ミヤマビャクシン等)の樹木を植栽してはならない。
5. 土地所有者等は、植栽した樹木をみだりに伐採してはならない。
6. 土地所有者等は、環境保全のため剪定、病害虫駆除などを年1回実施する。
7. 土地所有者等は、所有地等を売却する場合、新たに土地所有者等となった住民に対し、協定の内容を明らかにするために、協定書の写しを譲り渡さなければならない。

【IV】備品の充足とご利用促進

緑地委員会では、下記備品を自治会館に保管しています。

ご利用の際は、自治会館事務所へ直接お申込み下さい。(貸出し期間は1週間)

○ 貸出し備品一覧

備品	高枝伐り	電動トリマー	脚立	三脚	のこぎり	噴霧器
数量	2本	1台	1脚	1脚	3本	1台

※ 噴霧器: 加圧式プレッシャー型。5L用。ノズル伸縮式(最長1.5m)
殺虫剤、消毒薬等の散布及び灌水に使用できます。

○ 自治会館受付時間 (TEL 7132-1925, FAX 7132-1965) 日曜・祝祭日は休みです。

平日(月~金曜日)	9:30~13:00	土曜日	9:30~12:00
-----------	------------	-----	------------

【V】柏市への要望書に対する回答

5月21日に、柏ビレジ自治会と連名で柏市に令和元年度の要望書を提出致しました。

これに対する柏市からの回答及び実施状況は以下の通りです。

- ① 公益緑地の整備とメンテナンスは、例年同様に継続する。
- ② 公益緑地の害虫駆除について、市としては従来通り剪定のみで対応する。
- ③ 近隣公園・水辺の公園・第5公園内の樹木の伐採については、通常3年毎の計画伐採であり、危険な枯れ木は昨年度に伐採済み。更に必要なものがあれば適宜伐採する。剪定も実施しており、現在、カラーテープが巻いてある木が剪定済み。
- ④ 歩道の低木植栽(平戸ツツジなど)の再植樹については、今年度策定予定の「道路保全基本方針」で方向性を示す予定。
- ⑤ 近隣公園砂場南の枯れた公園樹(花木)の再植樹と壊れた煉瓦のサークルの補修については、古い事なので調査し、サークルについては危険防止の観点から撤去する。
- ⑥ 柏市の公益緑地に関する施策の実施状況
道路の除草: 3回/年 低木の刈込み: 1回/年 街路樹の剪定: 1回/3年(定期剪定)
近隣公園の除草: 5回/年 第5公園の除草: 4回/年

【VI】緑地協定代表委員会からのお願い

- ① 成長した庭木の枝が隣接する道路や歩道にはみ出しているのを多く見かけます。敷地内からはみ出した樹木・プランター等は、通行の妨げになり大変危険です。樹木は剪定するなど、適切な管理をお願い致します。
- ② 公園・街路樹の剪定や消毒の要望は、各支部の緑地委員までご連絡下さい。要望を取りまとめて、市の窓口へ連絡します。また、公園の中の排水溝に関する事もあわせて、市の公園管理課へ伝えます。何かご要望がありましたらご連絡下さい。
- ③ 個人的に消毒を実施する場合には、近隣住民への声掛けをお願い致します。

緑地協定代表委員会は、今後とも自治会と連携し、柏ビレジの良好な住環境の維持に努めて参りますので、住民の皆様には、ご自宅の樹木・草花などを、ぜひ良好な状態に維持して頂きますよう、ご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。